

議会運営委員会会議録

(閉会中 平成30年11月15日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 平成30年11月15日

招集場所 第1委員会室

出席委員

委員 長	喜々津 英 世	副 委 員 長	金 子 恵
委 員	安 部 都	委 員	西 岡 克 之
委 員	岩 永 政 則	委 員	河 野 龍 二

欠席委員

なし

出席委員外議員

議 長	内 村 博 法	副 議 長	山 口 憲 一 郎
-----	---------	-------	-----------

職務のため出席した者

議会事務局長	谷 本 圭 介	参 事	森 本 陽 子
--------	---------	-----	---------

本日の委員会に付した案件

- (1) 第2回長与町議会基本条例自己評価・検証結果について
- (2) 一般質問答弁書の事前配布に係る要請書への回答について
- (3) その他

開 会 9時31分

閉 会 12時01分

○委員長（喜々津英世委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の議会運営委員会を開催をいたします。本日はお手元に会議次第を置いてますけれども、この件について協議をしたいというふうに思っております。この自己評価検証結果については、事前に皆さん方にお配りをしておりましたので、目を通していただいているものということで協議を進めてまいりたいというふうに思っております。今、開会前に雑談の中でもありますように、質問の趣旨がなかなか分からないという部分もあったということで、かなり検証結果がばらけております。皆さんのお手元に1枚物のペーパーで文字が小さくて非常に見えにくいんですが長与町議会基本条例第2回自己評価検証集計結果ということで、それぞれ議員の皆さんからいただいた回答を一覧表にまとめてみました。基本的に前文、それから第1章、最初の総則ですか。この前文、目的、最高規範性、本当はこれについてどう思うかという質問そのものが、本当はやっぱり適切じゃなかったというふうに思っておりますけれども、そのまま載せております。それと例えばこれを見ていただきますと、浦川議員の前文それから第1条の欄が空欄になってます。これは回答が無かった分、それから饗庭議員のも回答が無かったと。で、山口副議長の例えば3条1項の3号4号は空欄になっておりますけれども、これについては何か書いてあるんですけども判読不能でここには書いておりません。安藤君のところもそうですね。記入漏れとか判読不能の部分は空欄にしております。こういったことで、全体として内村議長のところの1番下に総合評価ということで、A評価が37、B評価が3、C、Dが各1と、合計回答総数が42あれば全てについて回答していただいとるという意味であります。1番右の方に竹中議員、吉岡議員は見てもらえば分かりますけれども、これは42、全てがA評価ということでいただいております。非常にこうA評価、嬉しいような本当なのかなという気もあるわけですがけれども、御本人がA評価ということで決定を下しておりますので、この42項目の回答が全てある。ですから山口副議長のところは39、左から2番目の1番下ですけども39、それから浦川議員が31と、浦川議員が1番回答してない項目が多かったという結果が出ております。参考までにそれぞれ各議員がどのように評価をしているかという一覧表を作成しましたので、これも踏まえて議論を進めていきたいというふうに思っております。例えば自己評価検証表の1ページ目、朱書きでありますよね、赤、ちょうど中程に第1条の目的のところ浦川議員が「町民の負託に的確に応え、もっと豊かな町民生活と町政の発展を実現するため、議会の役割と責任及び議会と議員の活動理念を明確にすることを目的とした方がよいのでは」という朱書きの部分は提案というふうに御理解をいただきたい。それから第2条2項の岩永議員のところ「議会是一般選挙を経た任期開始後速やかにこの条例の制定趣旨を図るため研修を行うものとする」と。これは、この条例の制定趣旨を図るため研修を行うもので、現在の条文はこの条例に関する研修を行わなければならないと。そこら辺の表現が若干違いますけれども、こういう御提案をいただいた。それから、その岩永議員の上のとこ

ろに浦川議員が「研修の記憶がないので」というふうにあります。これ括弧書きで改選後実施と書いとるんですが、実際27年6月に全議員が集まって研修会をして説明をしたことは事実ですので、これは多分、浦川議員が記憶違いじゃなかったのかなというふうに思っております。ここでD評価が浦川議員は出てますので、これは最終的に確認をした上で修正の申し出があれば修正をせんばかなと。それから、もうざっといきますけれども、2枚目朱書きはありません。3枚目もあります。4枚目。あと、後ろから3枚目の裏面ですね。第5章第11条のところ、これ私が書いたんですが、第2項ですけど「委員長は議員相互の自由な討議が活発に行われるように委員会等を運営しなければならない」というのを11条の2項として入れたらどうかという提案をさせていただいております。それと下から2枚目の裏面ですけれども、第14条第2項「事務局の組織体制を整備を図るため、必要に応じ町長と協議するものとする」。これに対して岩永議員は「議長の職域であり、この規程が必要なのか疑問を感じる」と付け加えられております。それから1番最後のページの第21条第2項、浦川議員が「条例改正で当然求められる事由で削除でよいのでは」と。これは敢えて入れる必要はないんじゃないかということでもありますけれども、これは、これを作るときにも町民に分かりやすいと。これは全て公開するので誰が見ても分かりやすいようにということと付け加えた記憶がありますけれども、こういった言葉を書いていただいている。それから、第20条の2項、「議会は災害の緊急事態が発生し、長与町災害対策本部が設置されたときは別に定める長与町議会災害対応要領により活動するものとする」というふうにしてはありますが、これは要領じゃなくて要綱に28年5月2日に改正をしておりますけれども、これが議会基本条例には生かされておられません。それで、今年の何月でしたかね、町長の専決処分事項に関する条例の一部改正をしましたよね。その中に、軽微な事項については議案として提案せんでもいいというふうなことを書いておったと思いますけれども、この対応についてどうするか。基本的に事務局からこの所管である総務に申し出をせんばいかなのかどうか分かりませんが、災害対応要綱に変えなければならないという部分からちょっと発言をさせていただきました。あと内容的なものについて、基本的にこの基本条例は毎年毎年見直して変えていくという筋合いのものではないというふうに理解しておりますので、そこら辺も踏まえて協議を進めていきたいというふうに思っています。暫時休憩して発言をしたいと思います。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。基本条例第4条第1項第1号に議員間の自由討議という文言が出てまいりますし、またお手元の検証表を開いていただき、11条で議員間の自由討議ということで1条設けております。これについては同じ自由討議ということでもありますので、各常任委員会の委員会審査の過程で、従来休憩をとって自由に

話をしておったという部分を自由討議に切り替えてやっていただくという、これは休憩中の発言よりも自由討議での発言が、私は議会基本条例にも定めた議会運営に繋がってまいりますので、そういうふうにこれはやっぱりすべきだというふうに思っております。その検証結果がまさにそのことを如実に物語っておるなと思っておりますので、そういうことで今後の議会運営については、常任委員会の審査の過程ではこの委員会の活性化という面でも、この自由討議を活用していくということで両委員長が本日お見えでありますので、もう改めて申し入れるまでもないかもしれませんが、そういうふうにやっていきたいというふうに思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それではこの自由討議関連はこれで終わります。

次に多いのが第12条の政策討論会です。これも先程、議会報告会とか住民懇談会あるいはそれぞれの議員活動の中でいろんな町民の御意見等を受けた中で、これを委員会としてあるいは議会としてどうしていくかというふうにやっぱり繋げていかなければ、この政策討論会というのはなかなか出てこないというふうに思います。これについてもこれは皆さんの考え方が、11人の方がもう大多数の方がこれがやられてないということでもありますので、これは今後、議会運営に当たっては、積極的な活用というのができる部分については活用していくということで、本日のところは具体的に何をどうするかというのがありますけれども、政策討論会に繋げていくということで、今日のところはまとめたいと思います。よろしいですか。

次に第16条は調査機関の設置で、条文は「議会は審査、諮問または調査など必要があると認めるときは、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる」ということであります。これについても全く今まで、調査機関を設置して、専門学系の話聞くというのはしてありませんでした。そういう政策的な問題点がなかったのかどうか別として、これについて少し話を進めていきたいと思っております。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

委員会を再開いたします。この第16条の調査機関の設置については、先程、岩永委員が逐条解説の解説の部分の説明をしていただきましたけれども、確かにいろんなまだまだ課題が、調査機関の設置そのものについての課題があるということも事実ですので、なお今後は事務局にもそこら辺の問題点についてちょっと調査をしていただく。この16条の調査機関については、もう少し検討する余地がありますので、各議員の答えもほとんどが10人がもうC、Dということをやっておりますので、この自己評価を踏まえて、さらに検証、検討いきたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。

以上が大体、この評価でC、Dが多かった部分について検討をしてみました。あと、冒頭説明しました朱書きの部分、1ページ目の第1条の浦川議員がこういうふうにしたらどうかということでもありますけれども、どっちかと言えば前文とか第1条の総則、これについては、基本的に見直すことは必要ないだろうというふうに思っております。ただ第2条で岩永議員が第2項の部分で「この条例の制定趣旨を図るため検討を行うもの」としてありますけれども、現状の第2項を読みますと「議員にこの条例の理念を浸透させるため」と。岩永議員の方は「この条例の制定趣旨を図るため」と。若干表現の違いがありますが、言わんとするところは、この基本条例を改選後速やかに皆さんに見ていただいて、この条例に基づく議会活動議員活動をするということを明確にしてもらおうという意味で大事なんですよと、研修するんですよというのを書いてありますので、岩永委員どうですか。もうそのままで。でも「研修の記憶が無い」と書かれた議員もおられて。それから後ろから2枚目の14条第2項で「議会事務局の組織体整備を図るため、必要に応じ町長と協議するものとする」と。岩永議員が「議長の職域であり、この規定が必要なのか疑問を感じる」。これは元々作るとき、議会事務局が今までの議事課総務課の業務の中にいわゆる法務機能の充実とかいうものを図らばいいので、議長が議会を代表して町長に申し入れができるようにという意味を踏まえて、ここに入れとった。これはほとんどの議会基本条例でもこういう条文は書かれておりますので、言わんとするところは分かりますけれども、これも改正する必要はなからうと。後ろから3枚目の裏面です。第11条第2項に「委員長は議員相互の自由な討議が活発に行われるように、委員会等を運営しなければならない」というのを議員間の自由討議の第2項に入れたらどうかと思いましたが、議員研修等の段階でこういったものを徹底しておけば、条例改正までは必要ないのかなという思いがしております。それと1番最後の第21条見直し手続は当然求められる事由で必要、削除でよいのではとしておりますけれども、これも当然、本会議において改正をするわけですから、議員定数の問題にしろ、議員報酬の問題にしろ、議会から提案するときには十分な説明をし、でも、これは当然のことですけれどもやっぱり町民に対する約束、この議会基本条例は、そういった意味で、やっぱり入れとく必要があるというのがはじめからの考え方ですね。これについてももう、そういう対応をしたいと思えます。朱書きの部分についても現状のままということよろしいですか。ありがとうございます。

ちょっと休憩をします。

(暫時休憩)

○委員長（喜々津英世委員）

では休憩を解いて委員会を再開します。前回10月29日付けの一般質問答弁書の事前配付に係る要請書への回答についてということで、議長宛てに町長から回答書が送られてきております。これについては、3行目から一般質問の答弁の際、手元に所持する答弁書については資料という位置づけであり、実際に口述にて発言したものが真の答弁

と解しています。したがって事前に準備しています答弁書は単なる参考資料であり、答弁と事前準備された答弁書は異なるものと認識していますので、答弁書の事前配布は行いません。行わないということで、ここで明確にしました。次に、また一般質問に論点が入り過ぎることで関係所管が広範囲になることも想定され、このような場合、争点が見えにくいということもあり、質問者議員の意図とするものが捉えづらく答弁内容のあり方を判断するに苦慮する中での答弁書の作成となります。このような場合、質問者に対する十分な答弁書になっているのか、また発言と答弁書の内容に相違が無いよう検討や熟考するに十分な時間が必要となることにより、現状においては難しいと。以上を踏まえて、答弁書の事前配布は行わないと。これはもう正式な回答です。これは要請書はこの30年第4回定例会から実施をお願いしたいという要請でありましたので、12月の定例会ではこの答弁書の事前配布は無いというふうになったわけです。これについて何か皆さん方から御意見があれば。

河野議員。

○委員（河野龍二委員）

町長の考えは分かりました。ただ、後半の答弁において数値など聞き取りにくい発言の際には、話す速度を落とすなどをはっきりと分かりやすい答弁に努める云々となっておりますよね。ただこの数値の分、数、何かこう数値を聞いた場合は、その数字は紙ベースで回答すると、事前に回答しておく、これはもう約束事だったと思うんですよね。ここもちょっとこの間、それにちゃんと答えてるのかなと。いわゆる一般質問で数字を聞いた場合にそれがちょっとうまく機能してないかなという気がするんです。だからこういうこの認識もちょっと改めてもらわんばいかんかなというふうに思いますので、これはいつの段階でしたかね。その数字についてはペーパーで返しときますというふうに約束事があったと思うので、確認していただければと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

そういう約束があったんですよね。何か記録として残ってますかね。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

委員会を再開をいたします。この答弁書の回答の問題については議会事務局にまたやってもらおうということと、また一般質問の問題についても今度26日が議会運営委員会、21日に一般質問の締切日ですので、それも踏まえてそれぞれまた具体的なものが出ると思いますので、その際にもまた議論をしたいと思います。次回は11月26日月曜日9時30分から開会をいたします。何もなければこれで終わりたいと思います。よろしいですか。それではお疲れ様でした。これにて閉会します。

（閉会 12時01分）